に本省と調整されたい。

物流・自動車局長

法人タクシー事業の申請に対する処理方針

1. 需給調整規制の廃止等を内容とする道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律(平成12年法律第86号)が平成14年2月1日から施行されることとなるが、この改正は、需給調整規制の廃止等により事業者間の競争を促進し、事業者の創意工夫を生かした多様なサービスの提供や事業の効率化、活性化を図るとともに、輸送の安全及び利用者利便の確保について十分な措置を講じることを目的としたものである。

改正後の道路運送法の施行に当たっては、その周知徹底に万全を期すとともに、上記の法改正の趣旨目的及び衆議院運輸委員会及び参議院交通・情報通信委員会において行われた附帯決議の趣旨を踏まえ対応することとされたい。

本省においても、これらを踏まえ今後、順次施行に必要な運用基準を示していく予定である。

2. 法人タクシー事業(一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの)の申請に対する処分の処理については、別紙のとおり処理方針を定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局(以下「各局等」という)においては、その趣旨を十分理解の上、各局等において定めている審査基準について所要の改正を行うこととされたい。 各局等において本処理方針に基づき新たな審査基準を定めるときは、その内容を事前

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて、別添 のとおり通知したので申し添える。

法人タクシー事業の申請に対する処理方針

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

1. 許可(道路運送法(以下「法」という。)第4条第1項)

(1) 営業区域

- ① 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第5条に基づき地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)が定める営業区域を単位とするものであること(ただし、1.(4)③により地方運輸局長が認める地域にあっては、当該地域を単位とするものであること。)。
- ② 営業区域に営業所を設置するものであること。

(2) 営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

- ① 営業区域内にあること。なお、複数の営業区域を有するものにあっては、それぞれの営業区域内にあること。
- ② 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ③ 建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和27年法律第229号)等関係法令の規定に抵触しないものであること。
- ④ 事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。

(3) 事業用自動車

申請者が使用権原を有するものであること。

(4) 最低車両数

- ① 申請する営業区域において、次の区分ごとに示す車両数以上の事業用自動車を配置するものであること。
 - ア 人口50万人以上の都市を含む営業区域 10両
 - イ その他の営業区域 5両
- ② ①の車両数については、同一営業区域内に複数の営業所を設置する場合にあっては、当該複数の営業所に配置する車両数を合算できるものとするが、いずれの営業所においても5両以上の事業用自動車を配置するものであること。
- ③ ①及び②については、これらの基準により難いものとして地方運輸局長が認める地域については、1両以上5両未満の事業用自動車の配置をすることで足りるものとする。

(5) 自動車車庫

- ① 原則として営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、遠隔点呼が行われる自動車車庫を除き、営業所から直線で2キロメートルの範囲内にあって運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。
- ② 営業所に配置する事業用自動車の全てを確実に収容できるものであること。
- ③ 原則として他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。ただし、自動車車庫を使用しない時間帯において他の用途として使用することができるほか、 他の施設の駐車場として供用されている土地を自動車車庫として使用できる。
- ④ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。
- ⑥ 事業用自動車の点検、整備及び清掃のための施設が設けられていること。
- ⑦ 事業用自動車の出入りに支障がない構造であり、前面道路が車両制限令(昭和36年政令第265号)に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。

(6) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

- ① 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。なお、休憩、仮眠又は睡眠のための施設を使用しない時間帯において他の用途として使用することができるほか、他に供用されている施設を休憩、仮眠又は睡眠のための施設として使用できる。
- ② 原則として他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- ③ 事業計画に照らし運転者及び特定自動運行保安員が常時使用することができるものであること。
- ④ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。

(7) 自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

道路運送法施行規則第6条第1項第8号に規定する自動運行旅客運送の用に供する 事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類が添付されているこ と。

(8) 特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

- ① 道路運送法施行規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送に係る 道路交通法第75条の12第2項に規定する申請書の写しその他の同条第1項の許 可の見込みに関する書類が添付されていること。
- ② 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号、以下「運輸規則」という。)第15条の2に規定する特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示され、かつ事業計画を遂行するにあたり輸送の安全の観点から適切

なものであること。

③ 特定自動運行保安員が乗務しない場合にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則第 15条の2第2項第2号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する事業 用自動車に備えられていること。

(9) 管理運営体制

- ① 法人にあっては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであること。
- ② 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の 運行管理者の員数を確保する管理計画があること。この場合において、運輸規則第 22条第1項に基づき地方運輸局長が指定する地域において法第23条の2第1項第2 号の規定により運行管理者資格者証の交付を受けた者を運行管理者として選任する 場合には、申請に係る営業区域において5年以上の実務の経験を有するものである こと。
- ③ 運行管理を行う体制及び運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- ④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所とが常時密接な 連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立さ れていること。
- ⑤ 事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。
- ⑥ 上記②~⑤の事項等を明記した運行管理規程が定められていること。
- ⑦ 運輸規則第36条第2項に基づく運転者として選任しようとする者に対する指導を 行うことができる体制が確立されていること。
- ⑧ 運転者に対して行う営業区域内の地理及び利用者等に対する応接に関する指導監督に係る指導要領が定められているとともに、当該指導監督を総括処理する指導主任者が選任されていること。
- ⑨ 整備管理を行う体制が整備されていること(事業用車両が5両以上の場合には、原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。)に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。)。
- ① 利用者等からの苦情の処理に関する体制が整備されていること。

(10) 運転者等

- ① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。
- ② 道路運送法施行規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、事業計画を遂行するに足る員数の運輸規則第15条の2に規定する特定自動運行保安員を常時選任する計画があること

- ③ これらの場合、適切な乗務割、労働時間、給与体系を前提としたものであって、 労働関係法令の規定に抵触するものでないこと。
- ④ 運転者及び特定自動運行保安員は、運輸規則第36条第1項各号に該当する者では ないこと。
- ⑤ 定時制乗務員を選任する場合には、適切な就業規則を定め、適切な乗務割による 乗務日時の決定等が適切になされるものであること。

(11) 資金計画

- ① 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。なお、所要資金は次の(イ)~(ト)の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。
 - (イ) 車両費 取得価格 (未払金を含む) 又はリースの場合は1年分の賃借料等
 - (ロ) 土地費 取得価格 (未払金を含む) 又は1年分の賃借料等
 - (ハ) 建物費 取得価格 (未払金を含む) 又は1年分の賃借料等
 - (二) 機械器具及び什器備品 取得価格 (未払金を含む)
 - (ホ) 運転資金 人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分
 - (へ) 保険料等 保険料及び租税公課 (1年分)
 - (ト) その他 創業費等開業に要する費用(全額)
- ② 所要資金の50%以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己 資金が、申請日以降常時確保されていること。なお、事業開始当初に要する資金は、 次の(イ)~(ハ)の合計額とする。
 - (イ) ①(イ)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、リースの場合は2か月分の賃借料等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①(イ)と同額とする。
 - (ロ) ①(ロ) 及び(ハ) に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、2か月分の賃借料及び敷金等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①(ロ) 及び(ハ) と同額とする。
 - (ハ) ①(二)~(ト)に係る合計額

(12) 法令遵守

- ① 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の 役員が、一般乗用旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであ ること。
- ② 健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法(以下「社会保険 等」という。)に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること。
- ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)(以下「申請者等」という。)が、次の(イ)から(ホ)すべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。
 - (イ) 法、貨物自動車運送事業法 (平成元年法律第83号)、タクシー業務適正化特別 措置法 (昭和45年法律第75号) 及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅

客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

- (ロ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。
- (ハ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び 準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特 別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸 送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を 受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因と なった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役 員として在任した者を含む。)ではないこと。
- (二) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の違反により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。) ではないこと。
- (ホ)申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

(13) 損害賠償能力

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、 身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成 17年告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全て が加入する計画があること。

(14) 適用

① リフト付きタクシー等特殊なサービスに限る事業については、事業の特性を踏まえて判断することとし、許可に際しては、必要に応じ業務の範囲を当該事業に限定する旨の条件を付すこと。

- ② 道路運送法施行規則第4条第8項第3号に規定するハイヤーのみを配置して行う事業については、業務の範囲を当該事業に限定する旨の条件を付すこと。
- ③ ②のうち、「道路運送法施行規則第四条第八項第三号に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省令59号)」第1条第1号に規定する事業用自動車のみを配置して行う事業については、業務の範囲を当該事業に限定するに限定する旨の条件を付すこと。
- ④ 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すこと。

(15) 申請時期等

① 申請時期

許可の申請は、随時受け付けるものとする。ただし、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第3条第1項の規定による特定地域(以下「特定地域」という。)に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。

② 処分時期

原則として随時行うこととする。ただし、地域の状況に応じて標準処理期間を考慮した上で一定の処分時期を定めることができることとする。

(16) その他

一般乗用旅客自動車運送事業の許可書を交付する際には、別途通達するところにより、社会保険等の加入の指導の徹底を図ること。

- 2. 事業計画の変更の認可(法第15条第1項)
- (1) 1. (1)~(11)·(13)~(15)((14) ④を除く。)の定めるところに準じて審査すること。
- (2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。
 - ① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分(一般貸切旅客自動車運送事業の行政処分等にあっては、処分日車数が50日車以下となる場合に行う警告を含む。)又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

(イ) 運転者等の道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反による処分(地方運輸

局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。)

- (ロ)申請日前3ヶ月間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20 日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係る もの(処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上 となった場合を除く。)
- ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

- (イ) 運転者等の道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反による処分(地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。)
- (ロ)申請日前6ヶ月間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20 日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係る もの(処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上 となった場合を除く。)
- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

- (イ) 運転者等の道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反による処分(地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。)
- (ロ) 申請日前1年間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日 車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るも の(処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上と なった場合を除く。)
- ④ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。

- ⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていない こと。
- ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険) 運行及び救護義務違反(ひき逃げ)等)がないこと。
- ⑦ 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。
- ⑧ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の違反により申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者 (当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。
- 3. 事業の譲渡譲受の認可(法第36条第1項)
- (1) 事業を譲り受けようとする者について、1.(1)~(15)の定めるところ(譲受人が既存事業者の場合の1.(12)は2.(2)とする。)に準じて審査すること。
- (2) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものであること。ただし、「タクシー事業に係る事業の分割譲渡の取扱いについて」(平成10年12月17日付け自旅第198号) において認められている場合において分割譲渡が行われる場合は、この限りでない。
- 4. 合併、分割又は相続の認可(法第36条第2項又は第37条第1項)
- (1) 合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、1.(1)~(15)の定めるところ(合併又は分割後に存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合の1.(12)は2.(2)とする。)に準じて審査すること。
- (2) 分割の認可については、分割後において存続する事業者が、1.(4)の基準を満たさない申請については、認可しないこととする。
- (3) 分割の認可については、商法等の一部を改正する法律(平成12年法律第90号) 附則 第5条及び会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成12年法律第103号) に基づき、会社の分割に伴う労働契約の承継等が行われているものであること。
- (4) 事業の一部の分割の認可については、設立会社等が次のいずれかに該当するものであること。
 - ① 既存のタクシー事業者(1人1車制個人タクシー事業者を除く。)
 - ② 分割会社の50%を超える出資による子会社
- 5. 事業の管理の受委託の許可(法第35条第1項)

令和7年3月31日付け国自安第207号・国自旅第352号・国自整第271号に 定めるところによる。

- 6. 運送約款の認可(法第11条第1項)
- (1) 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- (2) 道路運送法施行規則第12条各号に掲げる事項が明確に定められていること。
- 7. 運賃及び料金の認可(法第9条の3第1項) 別に定めるところにより行うものとする。
- 8. 許可又は認可に付した条件の変更等
- (1)上記 1. ~ 4. の許可又は認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記 1. ~ 4. の定めるところにより審査すること。
- (2)上記1.(12)(①及び③に限る。)に基づき付した業務の範囲を一定の事業に限定する旨の条件の解除は、特定地域に指定された地域では行わないこと。
- 9. 举証等

申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものである こと。

附則

本処理方針は、平成14年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則(平成14年7月1日 国自旅第64号)

本処理方針は、平成14年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則(平成16年6月30日 国自旅第77号)

本処理方針は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則(平成17年4月28日 国自旅第23号)

本処理方針は、平成17年4月28日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則(平成19年7月25日 国自旅第107号)

- 1 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けたものから適用するもの とする。
- 2 道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日、国自整第216号)の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗用旅客運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般乗用旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則(平成20年6月27日 国自旅第117号)

1 本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものと する。

附 則(平成21年9月29日 国自旅第147号)

1 本処理方針は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けるものから適用するもの とする。

附 則(平成26年1月24日 国自旅第428号)

1 本処理方針は、平成26年1月27日以降に処分するものから適用するものとする。

附 則(平成28年12月20日 国自旅第299号)

1 本処理方針は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(令和5年10月31日 国自旅第207号)

1 本処理方針は、令和5年10月31日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(令和7年3月31日 国自安第209号・国自旅第357号)

1 本処理方針は、令和7年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。